

労働者派遣法第 23 条第 5 項に基づく情報提供

令和 8 年 6 月吉日

株式会社 SKcompany

代表取締役 関 哲夫

労働者派遣法第 23 条第 5 項に基づき、当社の労働者派遣事業に関わる次のような情報を公開いたします。

(対象期間：令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日、および令和 8 年 6 月 1 日現在)

-
1. 派遣労働者の数（令和 8 年 6 月 1 日現在） 1 名
 2. 派遣先の数（令和 8 年 6 月 1 日現在） 1 社
 3. 労働者派遣に関する料金の平均額（1 日 8 時間あたり） 27,049 円
 4. 派遣労働者の賃金の平均額（1 日 8 時間あたり） 10,780 円
 5. マージン率 60.1%

6. マージン率に関する情報（マージンの使途内訳）

当社のマージン（派遣料金から派遣労働者の賃金を除いた差額）は、概ね以下の内訳で構成されており、

派遣労働者の雇用安定と適正な事業運営に充当されています。

- ・派遣労働者の社会保険料、労働保険料（会社負担分）
- ・派遣労働者の有給休暇取得時等の給与保障費用
- ・派遣労働者への賞与（ボーナス）支給のための引当原価
- ・教育訓練、キャリアアップ支援に要する費用
- ・その他、事業運営費（通信費、オフィス維持費、各種手続き費用等）

7. 派遣労働者のキャリアアップ形成支援に関する教育訓練等の内容

- ・新規雇入れ時研修（入社時オリエンテーション、安全衛生教育、情報セキュリティ教育）
- ・キャリアコンサルティング窓口の設置（担当：多久 公敏）

※全ての派遣労働者に対し、希望に応じたキャリアコンサルティングを実施しています。

8. 労使協定の締結状況

- ・労使協定の締結の有無：有（締結済）
- ・協定の対象となる派遣労働者の範囲：全ての派遣労働者
- ・協定の有効期間の終期：令和 9 年 3 月 31 日

以上